

# 令和7年 土地改良法の改正について

柏 木 歩

## 1. はじめに

これまで、土地改良事業の実施により、総延長約5万2千kmに及ぶ基幹的な水路や、約7千7百箇所の基幹的なダム・頭首工等の施設を始めとした農業生産基盤の整備が進められ、農業生産性の向上や、農村地域の国土強靱化に貢献してきました。土地改良事業を実施する上での原則や手続等を定めている土地改良法においては、

- ①土地改良事業は、社会資本の形成を行うものである一方、農業者の私的財産である農用地の利用関係に影響を及ぼす等のため、原則として、受益農業者の申請、同意を基本要件として実施。
- ②土地・水系のつながりにより一定の地域内の土地を事業受益地に取り込む必要があるため、受益農業者の3分の2以上の同意があれば、事業を実施し、費用負担させることが可能。
- ③国営・都道府県営事業の計画概要について、市町村長と協議するとともに、地域住民を含め広く意見を聴取。

などが基本原則となっています。

土地改良法は、昭和24年の制定以降、我が国の農政や社会経済情勢をめぐる状況変化等に応じて、度々改正が行われてきています。特に平成29年以降の改正においては、農用地の利用集積の更なる加速化や、防災・減災、国土強靱化対策の強化の観点から、農業者の申請・同意によらない手続で特例的に実施可能な事業を順次拡充する等の対応が行われてきました。

こうした流れの中、農業水利施設の老朽化や農村人口の減少が進行し、気候変動による災害リスクが増大する状況下であっても、農業生産基盤の整備及び保全

を的確に実施できるよう、第217回通常国会にて土地改良法等の一部が改正され、令和7年4月に施行されました。本稿では、この土地改良法の改正内容について、その一端を以下に紹介します。

## 2. 目的規定の見直し（第1条関係）

令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法においては、農業生産の基盤の「整備」に加えて、新たに「保全」に必要な施策を講ずることが明記されました。

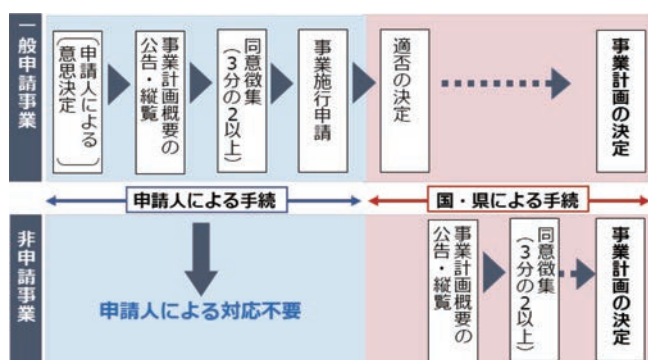
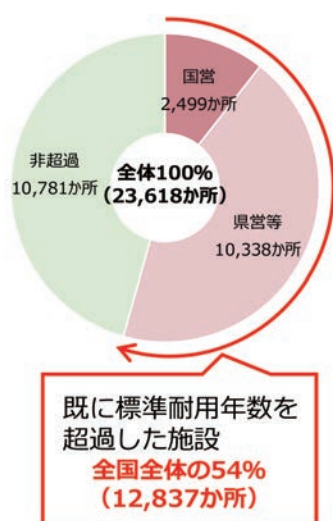
改正前の土地改良法の目的規定は、昭和36年に制定された旧農業基本法を受けて、昭和39年の改正で規定されたものです。具体的には、旧農業基本法において目指すこととされた他産業との生産性格差是正に向けて、当時、農政上の重要課題であった農業生産の基盤の「開発」のほか、「農業総生産の増大」、「農業生産の選択的拡大」などが掲げられました。今回の土地改良法の改正では、改正後の食料・農業・農村基本法に沿って、農業生産の基盤の「整備及び保全」を図ることを明確化するとともに、「農業生産の選択的拡大」を改め、「消費者の需要に即した農業生産の推進」等が位置付けられました。

## 3. 農業水利施設の保全（基幹施設から末端施設まで）

### （1）国等の発意による基幹施設の更新事業（第87条の2関係）

広範囲の受益を有するダム、頭首工等の基幹的農業水利施設は、地域における農業生産活動を継続する上で、特に重要な施設であることから、将来にわたって、その機能を保全していくことが、食料安全保障を

確保する観点からも必要です。こうした中、基幹的農業水利施設は、その過半が標準耐用年数を超過している状況であり、機能診断、健全度評価、劣化予測等を行いつつ、計画的に補修・更新を行っていくことがより一層重要となっています（図－１）。一方、受益農業者等のみでは、適切な更新のタイミングを判断することが難しいことや、高齢化等によって事業実施に係る様々な手続が大きな負担となっており、事業申請に踏み切ることが困難な場合があります。このため、農業用水の供給その他の機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる基幹的な農業水利施設の更新について、農業者からの申請によらず、国又は都道府県の発意により実施可能な制度が創設されました（図－２）。



うことで、基幹的な農業水利施設の更新を計画的に推進することが可能となります。

農業生産活動の継続を図る上で、基幹施設から末端施設まで適切に保全を行う必要がありますが、農業集落の人口減少・高齢化によって、これらの施設の保全活動の継続が困難になってきている状況にあります。





表－１ 水土里ビジョンの取組に係る予算面での支援策

| 事業名             | 支援内容                                                                                                  |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地改良区機能強化支援事業   | ・水土里ビジョンの策定支援（１ビジョン当たり上限300万円）<br>・水土里ビジョンに位置付けられる合併について支援基準緩和（水土里ビジョンを策定する場合「合併後の面積300ha以上」を撤廃）      |
| 土地改良施設維持管理適正化事業 | ・水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修について、補助率引き上げ（補助率 30% →40%）<br>〔資金の造成に財政融資資金を活用することにより、任意の年度に実施可能（基本的には加入初年度に実施）〕 |
| 水利施設管理強化事業      | ・水土里ビジョンに位置付ける国営造成施設等の維持管理を支援〔「連携管理保全型」（補助率 約19%（実質）→25%）〕                                            |

#### 4. 防災・減災、国土強靱化のための措置 （第49条、第87条の4、第87条の5関係）

今後、短時間強雨の発生回数の増加、降雨規模の増大はますます顕著になるものと予想され、将来的に洪水リスクが増加し、老朽化等により劣化した農業水利施設等の被災リスクも増加する懸念があります。また、豪雨により被害を受けた農業水利施設の復旧後、同程度の豪雨により再度被災するリスクも増加しています。農業者の申請や同意によらず、迅速に事業に着手可能な「急施の事業」については、平成29年改正における農業用排水施設の耐震化対策事業の創設、令和4年改正における農業用排水施設の豪雨対策事業の拡充等が図られているところですが、今回の改正では、自然災害や突発事故による土地改良施設の被害に対する事前対策及び事後対応に万全を期する観点から、急施の事業が拡充されました。これにより、以下の対策が迅速に着手可能となります。

- ①パイプラインのひび割れ、小規模な漏水など、事故の予兆が確認された段階で、事故を未然に防止するための補強等（重大事故の予兆段階での未然防止対策）。
- ②被災したため池の堤体の復旧に併せて未被災の洪水吐きを拡幅するなど、再び災害が発生しても損壊しないための対策（災害復旧に併せ行う再度災害防止対策）（図－４）。
- ③パイプラインの破裂を復旧する場合に、同じ条件下にある近隣のパイプラインも併せて補修するなど、類似被害を防止するための対策（突発事故との類似被害防止対策）（図－５）。



図－４ ため池の堤体復旧と併せ行う  
未被災の洪水吐きの拡幅



図－５ 突発事故被害の事例（パイプライン）

#### 5. スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備

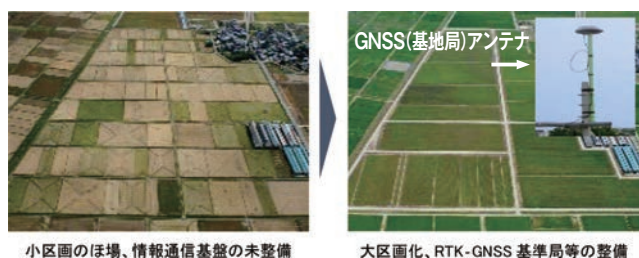
##### （１）農地中間管理機構関連事業の拡充（第87条の3、第96条の4関係）

農地中間管理機構関連事業は、担い手への農地の集積・集約化の推進を目的に、平成29年の改正により創設されました。令和5年度末時点で事業が完了した14地区において、事業実施後の農地集積率は、事業実施前の30%から89%まで向上、農地集約化率は、事業実施前の12%から78%まで向上するなど、担い手への農地の集積・集約化の進展につながっています。今回の改正により、地域計画<sup>注3)</sup>の実現に向けた農地整備を農業者の負担なく機動的に行えるよう、地域計画の策定

主体である市町村が本事業を実施できるようにするとともに、機構が所有する農用地も本事業の対象に追加されました。

## (2) 情報通信環境整備事業の実施（第57条の9、第57条の10関係）

農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の導入を図るためには、農業現場の情報通信環境を整えることが重要です。このため、今回の改正により、土地改良区は、都道府県知事の認可を受けて情報通信環境の整備に係る事業を実施することができることとなりました（図－6）。あわせて、土地改良区は、情報通信環境整備事業に要する費用に充てるため、事業により整備した情報通信施設の利用状況を勘案して、組合員外の者に負担を求めることが可能となります。



図－6 情報通信基盤等の整備

## 6. 土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置

### (1) 土地改良区の体制及び運営に関する措置

人口減少下において、地域の多様化するニーズに対応し、土地改良施設の管理や保全の中心的役割を担う土地改良区の運営を適切に継続していくには、土地改良区的意思決定や活動に、女性・若年層などの多様な人材の参画を促していくことで組織の活性化を図ることが重要です。また、将来にわたって土地改良区が役割を果たすために、機動的な意思決定の仕組みの構築や、施設管理への協力体制の確保等により、運営体制の強化を図ることが必要です。このため、持続的に土地改良区の組織を維持し、適切な運営を継続していくための措置として、次の改正が行われました。

- ①施設管理准組合員の地域要件等をなくし、幅広く加入できる仕組みとする（第15条の2関係）（図－7）。



図－7 施設管理准組合員による管理活動

- ②理事の構成について、年齢・性別に配慮する旨の規定を設ける（第18条関係）。
- ③総会（総代会）のオンライン開催も可能とする（第28条関係）。
- ④休眠土地改良区について、総会議決によらず知事の認可により解散できることとする（第71条の7関係）。
- ⑤土地改良区連合の解散と権利義務の承継を、所属土地改良区が一となった場合には、その土地改良区の申請により一括して実施できることとする（第83条の2関係）。

### (2) 土地改良事業の適正な実施に関する措置

社会情勢や自然環境の変化が顕著になる中で、転用された農地が農業者以外に転売され、地区除外の同意を得ることが困難となっている事例など、土地改良事業の円滑な実施に支障が生じている事例が顕在化しています。これらの諸情勢の変化に対応し、土地改良事業の円滑な実施等を進めるため、次の改正が行われました。

- ①計画変更等を行う場合、農地転用等された土地について同意徴集の対象外とする（第88条関係）。
- ②農業者からの同意省略により開始した国・県営の施設更新事業について、計画変更においても同意省略を可能とする（第88条関係）。
- ③国・県営事業の廃止について、造成された施設が周辺に被害を及ぼすおそれがあるなどやむを得ない場合にあっては、農業者からの同意省略により事業計画を廃止できることとする（第88条の2関係）。
- ④国営事業の施行に係る都道府県の経由事務手続を廃止する（第85条から第85条の4まで関係）。
- ⑤政令指定都市における事務処理について、条例による事務分掌に委ねることとする（第125条関係）。

## 7. おわりに

我が国の食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少・高齢化等、大きく変化しています。このような中であっても、農業生産基盤の整備・保全をしっかりと進め、農業を成長産業化し、美しく豊かな農村を次世代に継承するためには、引き続き、土地改良事業の果たす役割が大きいと言えます。このため、今回の土地改良法の改正により措置した仕組みも積極的に

活用いただきたいと考えています。今後とも、関係機関の皆様方の御協力をお願いします。

### 【注】

注) 地域計画：農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する計画。市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した目標地図などを明確化したもの。